

平成26年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算書

1) 歳入

(単位：円)

款 項 目	予算額	決算額	増減	説 明
1 補助金	588,000	0	△ 588,000	
1 補助金	588,000	0	△ 588,000	
1 補助金	588,000	0	△ 588,000	国庫補助金
2 負担金	1,899,000	1,899,000	0	
1 負担金	1,899,000	1,899,000	0	
1 負担金	1,899,000	1,899,000	0	二宮町より
3 繰越金	205	216	11	
1 繰越金	205	216	11	
1 繰越金	205	216	11	前年度繰越金
3 諸収入	795	258	△ 537	
1 諸収入	795	258	△ 537	
1 雑入	795	258	△ 537	貯金利息等
合 計	2,488,000	1,899,474	△ 588,526	

2) 歳出

(単位：円)

款 項 目	予算額	決算額	不要額	説 明
1 運営費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	1. 委員出席報償費 (会議2回開催 48,000円) 2. 町へ戻入金 42,000円
2 事業費	2,397,000	1,809,000	588,000	
1 事業費	2,397,000	1,809,000	588,000	
1 事業費	2,397,000	1,809,000	588,000	・デマンドタクシー運行経費 1,371,517円 ・町への戻入金 437,483円
3 予備費	1,000	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000	
合 計	2,488,000	1,899,000	589,000	

歳入合計1,899,474円 - 歳出合計1,899,000円 = 差引残額474円は、
次年度へ繰り越します。

会計監査報告書

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、平成26年度歳入歳出決算について監査をした結果、適正なものと認めます。

平成27年6月17日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 神奈川県県土整備局 都市部 交通企画課長 寶珠山 正和



監事 二宮町地区長連絡協議会

植田 芳裕



二宮町生活交通確保維持改善計画（案） （地域内フィーダー系統確保維持計画）

平成 27 年 6 月 22 日

二宮町地域公共交通活性化協議会

会長 大森 宣暁

二宮町生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）は、二宮町地域公共交通計画（平成 25 年 3 月策定）に則して、地域内フィーダー系統の地域公共交通確保維持事業を位置付けることを目的に策定する。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

これまで二宮町では、交通不便地域の拡大や交通弱者の増大する中、民間事業者による公共交通に加え、生活交通確保（運行費用の一部補助）による路線バスの維持や、交通空白不便地域におけるコミュニティバスの運行により地域公共交通の確保維持に努めてきた。

しかし、山西地区や富士見が丘地区の一部のように、路線バスの運行本数が少ない地域、一般的に徒歩圏といわれる場所にバス停があっても、山坂があり移動が難しい地域等があり、人口密度が低くバス路線の配置が難しい地域の移動手段確保及び高齢化が進む地域（不便地域の高齢化率は平成 27 年 3 月現在約 50%となる）への移動手段確保が課題となっていた。

また、公共交通に関する町民アンケートにおいても、通勤・通学以外の移動として、デマンド型交通の導入が検討課題としてあげられていた。

町全体の公共交通についても、人口密度の低い地域への公共交通のサービスが行き届かず孤立化することを防ぎ、買い物・通院等への利用者ニーズに応じた時間帯への運行サービスの提供など、町全域に均一の公共交通を導入する必要がある。

これらの課題解決のため、町民ニーズを的確に捉えた将来的な町全体の交通のあり方を示すとともに、地域ニーズを踏まえた最適な交通手段を確保するため「二宮町地域公共交通活性化協議会」を平成 23 年に立ち上げ施策の検討をおこなってきた。

検討の結果、誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けられることができる公共交通体系の構築を目標とした「二宮町地域公共交通計画」を平成25年3月に策定した。

本計画の策定により、コミュニティバス・路線バス・デマンド型公共交通の役割分担を明確化し、コミュニティバス及び路線バスの運行改変を平成25年12月に行った。また、デマンド型公共交通の導入要望のあった山西地区及び富士見が丘地区について、既存のタクシー車両を用いたデマンド運行を平成25年10月より実験的に運行開始した。

デマンドタクシーの利用をより促進するため、平成26年10月より「地域公共交通確保改善事業」に基づく国の支援を受けながら地域公共交通の維持・確保・改善に努めることとしている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【目標】

○デマンドタクシー乗車人数 実績 7.3人/日

目標 平成28年 20人/日 平成29年 30人/日 平成30年 30人/日

○外出が週1回未満の高齢者割合の減少

現状 12.5% ⇒ 平成29年 10%未満

(※町民アンケート結果より)

【効果】

これまで公共交通を利用できなかった、または、コミュニティ交通により確保されていた2地区（山西地区及び富士見が丘・松根地区）において、日常生活に必要不可欠となる移動手段が確保される。また、他の公共交通機関と連携、ネットワークをすることで、移動範囲が拡大し、外出機会の増加、地域活性化に寄与する。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添の表2のとおり。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・二宮神奈中ハイヤー（株）
- ・相模中央交通（株）

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

7. 別表1又は3の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

8. 別表1又は3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添の表5のとおり。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

車両を取得しないので記載せず。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両を取得しないので記載せず。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両を取得しないので記載せず。

(別添の表 6 及び表 7 又は表 6 - 1 及び表 7 - 1 のとおり)

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

車両を取得しないので記載せず。

14. 協議会の開催状況と主な議論

平成 23 年度

	開催年月日	主な議論
第 1 回	平成 23 年 8 月 4 日	協議会設立・事業内容についての協議
第 2 回	平成 24 年 1 月 18 日	町民アンケート結果について、町民ワークショップの実施について、地域公共交通計画についての協議
第 3 回	平成 24 年 2 月 21 日	地域公共交通における目標・基本方針の決定、次年度スケジュールについての協議

平成 24 年度

第 4 回	平成 24 年 6 月 28 日	二宮町地域公共交通活性化協議会事務局規定及び財務規定、平成 24 年度歳入歳出予算の承認及び二宮町における地域公共交通施策についての協議
第 5 回	平成 24 年 10 月 24 日	地区懇談会の実施報告、地域公共交通計画施策の検討及びモビリティ・マネジメントの実施について協議
第 6 回	平成 24 年 12 月 18 日	二宮町地域公共交通計画素案の検討及びモビリティ・マネジメント（事前）結果の報告

第7回	平成25年2月22日	二宮町地域公共交通計画（案）の検討及び生活交通ネットワーク計画（案）（地域内フィーダー系統確保維持計画）及び（生活交通改善事業計画）についての協議
-----	------------	---

平成25年度

開催年月日		主な議論
第1回	平成25年6月26日	平成24年度事業決算報告及び平成25年度予算について。生活交通ネットワーク計画について
第2回	平成25年8月28日	デマンドタクシーの運行について・コミュニティバスの再編について・既存コミュニティバスの計画変更について
第3回	平成26年3月28日	デマンドタクシー・コミュニティバスの運行状況について 平成26年度予算について

平成26年度

開催年月日		主な議論
第1回	平成26年6月26日	平成25年度事業決算報告・生活交通ネットワーク計画について
第2回	平成27年2月19日	コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況について モビリティ・マネジメントの報告について 平成27年度予算について

平成27年度

開催年月日		主な議論
第1回	平成27年6月22日	平成26年度事業決算報告・生活交通確保維持改善計画について

15. 利用者等の意見の反映状況

平成23・24年度

- ・ 町民アンケート調査（平成23年9月）
- ・ 町民ワークショップ（平成23年11～12月）
- ・ 地区別懇談会及び地区別アンケート（平成24年6～9月）
- ・ 二宮駅マイカー送迎モビリティ・マネジメント（平成24年11月～平成25年2月）
- ・ 町民意見募集（平成25年1～2月）

平成25年度

- ・ 地区説明会（平成25年5月・9月）
- ・ 地区役員との意見交換会（随時実施）

平成26年度

- ・ 地区役員との意見交換会（随時実施）
- ・ モビリティ・マネジメント（平成26年10月）

平成27年度

- ・ 地区役員との意見交換会（随時実施）
- ・ コミュニティバス・デマンドタクシー利用意向アンケート調査

16. 協議会メンバーの構成

関係都道府県	神奈川県（県土整備局都市部交通企画課）
関係市区町村	二宮町（政策部企画政策課）
交通事業者・ 交通施設管理者等	神奈川中央交通株式会社 相模中央交通株式会社 JR 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 一般社団法人神奈川県バス協会 一般社団法人神奈川県タクシー協会 神奈川県大磯警察署 神奈川県平塚土木事務所

	二宮町（都市経済部）
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	学識経験者（宇都宮大学教授） 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 二宮町議会 二宮町地区長連絡協議会 二宮町PTA連絡協議会 二宮町老人クラブ連合会 一般公募町民 二宮町（健康福祉部）

<p>17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標</p>
<p>地域協働推進事業計画の認定を受けていないため記載せず。</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

住 所 神奈川県中郡二宮町二宮 961

所 属 二宮町地域公共交通活性化協議会事務局

氏 名 高澤 晃

電 話 0 4 6 3 - 7 1 - 3 3 1 1

e-mail kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 28年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマ ン ド 型 の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
神奈川県 二宮町	二宮神奈中ハイヤー(株)	(1) 富士見が丘・松根系統	115.0	115.0	-	デマ ン ド 型	別表②(2)	(鉄道) JR東海道線 二宮駅 (路線バス) 神奈川中央 交通	③
	二宮神奈中ハイヤー(株)	(2) 山西系統	13.0	13.0	-	デマ ン ド 型	別表②(2)		③
	相模中央交通(株)	(3) 富士見が丘・松根系統	81.0	81.0	-	デマ ン ド 型	別表②(2)		③
	相模中央交通(株)	(4) 山西系統	7.0	7.0	-	デマ ン ド 型	別表②(2)		③
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				216					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				216			国庫補助 上限額(千 円)	3117	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	二宮神奈中ハイヤー(株)
------	--------------

28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	437 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	437 千円
	営業費用	1,346 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	1,346 千円
	営業損益	909 千円	営業外損益	千円	経常損益	909 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	16 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	60.0 時間	経常収支率	32.47%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
相模ブロック	1,402円08銭	2,721円96銭	1,402円08銭	455円20銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間	
			発地	営業区域	着地							
相模	1	富士見・松模系統	各指定の停留所	富士見が丘・松模地区	各指定の停留所	244 日	243 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	243 時間
	2	山西系統	各指定の停留所	山西地区	各指定の停留所	244 日	28 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	28 時間
	3					日	回	時間	時間	時間		時間
	4					日	回	時間	時間	時間		時間
合計		系統						時間	時間	時間		271 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カ-ヨ=タ	タ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
相模	1	340,705 円	110,614 円	230,092 円	230,092 円	230 千円	115.0 千円		
	2	39,258 円	12,746 円	26,513 円	26,513 円	26 千円	13.0 千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		379,964 円	123,359 円	256,604 円	256,604 円	256 千円	128.0 千円	1558千円	128 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
相模	1	230,092 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	26,513 円											
0	3	円											
	4	円											
合計		256,604 円	128,604 円	円	%	128,604 円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）+（1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数）】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	相模中央交通(株)	28年度
------	-----------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	288 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	288 千円
	営業費用	856 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	856 千円
	営業損益	568 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	568 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	11 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	58.0 時間	経常収支率	33.64%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
相模ブロック	1341円69銭	2,721円96銭	1341円69銭	451円40銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
相模	3	富士見・松根系統	各指定の停留所	富士見が丘・松根地区	各指定の停留所	244 日	183 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	183 時間
	4	山西系統	各指定の停留所	山西地区	各指定の停留所	244 日	16 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	16 時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
合計	系統							1 時間	0 時間	0 時間		199 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-コ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
相模	3	245,529 円	82,607 円	162,922 円	162,922 円	162 千円	81.0 千円	1558千円	88 千円
	4	21,467 円	7,223 円	14,244 円	14,244 円	14 千円	7.0 千円		
		円		円	円	千円	千円		
		円		円	円	千円	千円		
合計		266,996 円	89,830 円	177,166 円	177,166 円	567千円	88.0 千円		

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ＝ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム＝ノ	ノの負担者とその負担割合																						
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要														
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合															
相模	3	162,922 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/												
	4	14,244 円																								
0		円													/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円																								
合計		177,166 円	89,166 円	円	%	89,166 円	100 %	円	%	円	%															

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にとっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)÷(1日あたり平均待機時間÷1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	二宮町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	5113
交通不便地域	588

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
469	富士見が丘地区	関東運輸局長指定
119	山西地区	関東運輸局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
588	$588 \times 200\text{円} + 300\text{万円}$	3,117,600円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

デマンドタクシーの運行見直しについて

デマンド運行に伴う道路運送法第4条の変更を行うため協議を行う。

①運行区域及び乗降場所

・変更なし

②運賃

・利用者運賃（1回乗車する時に1人が支払う額）400円

※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 300円

3人乗車 250円 4人乗車 200円とする。※未就学児は無料

追加項目①（往復利用割引）

・往復運賃（往路・復路合わせて2回乗車する時に1人が支払う額）700円

※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 500円

3人乗車 400円 4人乗車 300円

期間については平成27年10月1日～平成28年1月31日までの内2か月間

追加項目②（乗合利用促進キャンペーン）

・1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 250円

3人乗車 200円 4人乗車 150円

期間については平成27年10月1日～平成28年1月31日までの内2か月間

③運行委託事業者

変更なし

・委託事業者 二宮神奈中ハイヤー（株）、相模中央交通（株）

※運行事業費（1運行にかかる委託経費）

・A地区（二宮駅・二宮町役場/町民センター・生涯学習センター） 1,230円

・B地区（西友二宮店・マックスバリュ・町民温水プール） 1,650円

③運行時刻（出発時間）

9時（30）、10時（00/30）、11時（00/30）、12時（00/30）、13時（00/30）

14時（00/30）、15時（00/30）、16時（00/30）、17時（00） ※平日の運行

追加項目③（土日祝日運行）

期間については平成27年10月1日～平成28年1月31日までの内2か月間

⑤利用者の登録方法

- ・利用者は利用対象区域在住者の者とし、事前に利用登録を行う。

↓変更項目

- ・利用者は事前に利用登録を行う。

⑥乗車する際の予約方法

変更なし

- ・電話での予約（予約センターへ連絡をする。）
- ・登録者のみ利用可能。
- ・予約受付は乗車の前日まで、又は、乗車当日の 9 時から 16 時 30 分までとし、利用時刻の 30 分前までに予約をする。※ 9 時 30 分発は前日までの予約とする。

⑦運行概要

変更なし

（1）旅客自動車運送事業の種類、態様

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

（2）使用する車両

- ・セダンタイプ（乗車定員：5名）
- ・使用台数 27台（※一般乗用旅客自動車運送事業と併用して使用する。運行時はデマンドタクシーのステッカーを車両に貼る。）
- ・乗車定員 11人未満の車両を使用する必要性
運行対象地域は、道路幅員が狭く、また丘陵地であるため、中型及び大型車両で運行することは困難であるため。

⑧運行開始を予定する日（道路運送法第4条を変更する日）

- ・平成27年10月1日（水）

平成 27 年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 公共交通利用促進検討委託事業者について

- 委託予定事業者名 株式会社アルメック VPI

- 本店所在地 東京都目黒区青葉台 1 丁目 19 番 14 号

- 平成 27 年度委託事業費 1,100,000 円

- 委託業務内容
 1. 二宮町における地域住民主体の地域公共交通導入ルール（素案）の検討
 - ・導入検討組織の要件検討
 - ・地域公共交通の選択ルールの検討
 - ・運行条件の検討
 - ・具体的な導入手順及び利用者、事業者、行政の役割の明確化
 - ・運行継続条件の検討

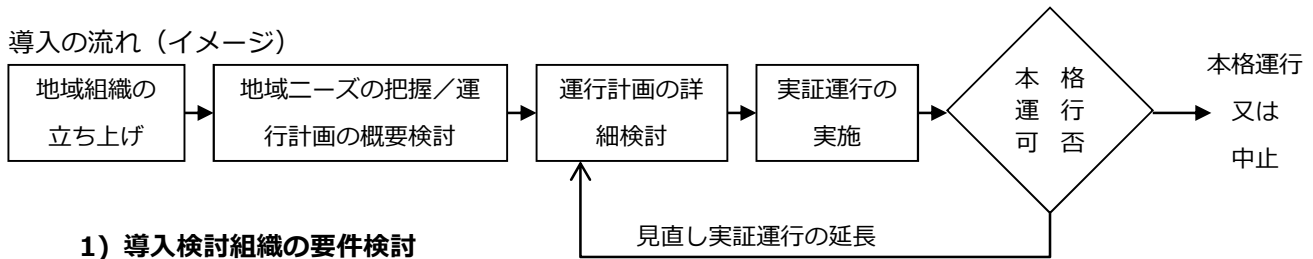
 2. コミュニティバス・デマンドタクシー利用意向アンケート調査
 - ・アンケート調査の実施
 - ・アンケート内容

 3. 協議会会議の運営支援
(会議資料の作成、議事録の作成)

平成 27 年度検討事項（案）

1. 二宮町における地域住民主体の地域公共交通導入ルール（素案）の検討

導入の流れ（イメージ）



1) 導入検討組織の要件検討

- ・「対象となる地域」「対象となる組織」「対象とする交通システム」の要件等を検討する。
例えば、「対象となる地域」は、公共交通不便地域（各都市で不便地域の定義がある）に限定する事例（相模原市、横浜市、さいたま市など）が多いが、行政区域全域としている事例（川崎市）もある。
「対象となる組織」は5人以上とする事例が多い。
「対象とする交通システム」は、網形成計画の考え方も踏まえて、路線バス、コミュニティバスなどの定時定路線型だけでなく、デマンドタクシーなども含める。

2) 地域公共交通の選択ルールの検討

- ・地域公共交通（路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーなど）の導入にあたって、どの移動手段を選択すべきなのか。選択方法や選択の目安を検討する。
- ・コミュニティバス（定時定路線型）や乗合タクシー（デマンド型）の選択基準は、主に利用者数から考えられる（基本的には利用者が多いところではコミュニティバス、少ないところでは乗合タクシーが有利である）。先進事例の考え方や過年度調査によるアンケート調査等の既往データ及び二宮町コミュニティバスやにのタクの利用実績を踏まえて、地域に適した選択基準を検討する。

3) 運行条件の検討

- ・以下に示す、運行条件について、先進事例などを参考に二宮町に適した移動手段別の導入条件を検討する。
 - ①運行経路の条件（移動できる施設、運行距離・時間、他の公共交通との競合など）
 - ②運行基準（運行間隔、利用料金、運行形態）と運行継続条件（1便あたりの利用者数や運行経費に対する運賃収入の割合など）

4) 具体的な導入手順及び利用者、事業者、行政の役割の明確化

- ・導入する移動手段の検討から運行開始までの基本的な流れを検討し、各段階（導入検討→移動手段選択→需要調査→運行計画→運行準備→実証運行）において、利用者、事業者、行政のそれぞれの役割分担を明確化する。

5) 運行継続条件の検討

- ・実証運行時に検証する事項、実施時期等を明確にし、実証運行期間の利用状況から「①本格運行に移行しての継続運行」、「②運行計画を見直して実証運行の延長」、「③実証運行の中止」を判断する目安となる継続条件を検討する。

2. コミュニティバス・デマンドタクシー利用意向アンケート調査

1) アンケート調査の実施

- ・コミュニティバスの利用意向アンケートはまちづくり移動町長室にて実施する。
- ・にのタク対象エリア（富士見が丘・松根エリア）に居住する約1423世帯を対象にアンケートを実施する。
- ・デマンドタクシーにおけるアンケートは各自治会経由で行う。
- ・デマンドタクシーにおけるアンケート調査実施時期は、運行開始から概ね2年が経過する9月頃に行う。

2) アンケート内容

- ・アンケートでは特に以下の点が確認できるような内容とする。
 - 日常的な主な移動手段
 - 移動の制約の有無
 - 旧コミバスの利用の有無
 - 現コミバスの利用の有無
 - にのタクの利用の有無
 - 道路交通法改正における移動手段の変化
 - 主な移動理由と移動手段（5、10年後の想定）
 - 必要とされる交通手段とそれに対する自己負担（5、10年後の想定）
 - 想定後の公共交通の在り方

3) 利用ニーズ調査

現在、地域公共交通計画施策の短期終了の3年を経過しようとしている中で、運行している公共交通の利用が低迷している。

目標のひとつにある『維持し続けられることができる公共交通体系』を実施するため、単なるアンケートではなく、利用状況や将来想定される移動手段確保の必要性などについての設問を設け、公共交通の必要性の再認識と利用促進及び見直しやルールづくりに向けて積極的な意見を求めることを目的とする。あわせてモビリティマネジメントの要素も含め、現在までの「コミュニティバス」、「にのタク」の利用状況、「コミュニティバス」、「にのタク」の利用方法や料金システムなどの資料を配布する。

平成27年度 二宮町地域公共交通活性化協議会委員名簿

No.	氏名	所属団体	区分	備考
1	長尾 秀美	二宮町	1号	
2	平岩 敦	神奈川中央交通株式会社	2号	
3	石川 哲也	相模中央交通株式会社	3号	
4	山崎 利通	一般社団法人神奈川県バス協会	4号	
5	露木 幸一	一般社団法人神奈川県タクシー協会	4号	
6	植田 芳裕	二宮町地区長連絡協議会	5号	
7	芳賀 真郎	二宮町老人クラブ連合会	5号	
8	稲葉 通隆	二宮町PTA連絡協議会	5号	
9	一石 洋子	二宮町議会	5号	
10	高見 利和	一般公募	5号	
11	依田 久司	一般公募	5号	
12	三上 弘良	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局	6号	
13	安達 敏行	神奈川交通運輸労働組合	7号	
14	具嶋 久光	神奈川県平塚土木事務所	8号	
15	寶珠山 正和	神奈川県県土整備局	8号	
16	成川 一	二宮町都市経済部	8号	
17	高崎 雅弘	神奈川県大磯警察署	8号	
18	山口 拓	JR東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	8号	
19	大森 宣暁	宇都宮大学大学院工学研究科	8号	
20	諸星 勉	二宮町健康福祉部	8号	

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 町が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 二宮町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

(8) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、神奈川県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者。

3 前項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、後任者を充て、その残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

6 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

8 会議は原則として公開とする。

9 会長は、必要があると認める場合には、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(監査)

第6条 協議会に監事を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、交通会議に関する出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第8条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会は、第2条の協議事項に関して必要な事項を処理するため、幹

事会をおく。

- 2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる
(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、二宮町政策部企画政策課に協議会の事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。
- 2 この要綱の規定により最初に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

二宮町地域公共交通活性化協議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町地域公共交通活性化協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第4条第2項の規定に基づき、二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴席)

第2条 傍聴席の数は10名程度とし、協議会の開催の都度、協議会の協議会の事務局である二宮町政策部企画政策課が会議室の収容人数等を考慮して定める。

(傍聴申込方法)

第3条 傍聴の申込み受付は、会議当日会場で申し込むものとし、傍聴希望者が定員を超えた場合は先着順とする。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は傍聴席に入場することができない。

- (1) 前条により決定した傍聴者以外の者
- (2) 検討を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議の秩序を乱し、又は検討の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビの撮影及び録画等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、録画又は録音をしてはならない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、協議会の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は協議会の事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は協議会の事務局である事務局の職員に必要な指示をさせたにも関わらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 23 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

二宮町地域公共交通活性化協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議及び会議記録の公開に関し、必要な事項を定める。

(協議会の公開)

第2条 協議会は公開とする。ただし、次のような情報を含む事項を審議する場合には、協議会の決定により、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報
- (2) 法人等に関する情報であって、公開すると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報

(協議会開催の周知)

第3条 前条の規定に基づき、協議会を公開する場合、協議会の開催について1週間前までに公表することとする。ただし、協議会を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

2 公表の方法は、町ホームページへの掲載その他の方法により行うこととする。

(協議会の傍聴)

第4条 協議会の公開は、協議会の傍聴を希望する者に協議会の傍聴を認めることにより行う。

2 協議会の傍聴に関する必要な事項は、別に定める。

(会議記録の公開)

第5条 協議会の会議記録は、協議会の終了後、町のホームページに掲載することにより公開する。

2 前項で規定する会議記録は、会議の内容を要約したものとする。

3 協議会当日の資料については、その内容が第2条第1号及び第2号に該当する事項を除き、協議会の事務局である二宮町政策部企画政策課において、一般の閲覧に供するものとする。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるものを除くほか、協議会の会議の公開に関して、必要な事項については、会長が決定することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 23 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。